

短期就農体験マッチングシステム
構築業務仕様書

新潟県長岡市農林水産部農水産政策課

令和2年7月

目次

1	調達件名	1
2	概要	1
3	基本的な考え方	1
4	対象業務及び本案件の契約に含む費用について	1
5	契約期間	2
6	作業内容	2
7	納品物	5

1 調達件名

短期就農体験マッチングシステム構築業務

2 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、アルバイト先の休業や営業時間短縮に伴う収入の減少などが課題となっており、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波が発生し得る事態も想定し、緊急雇用の受け皿の創出が必要な状況である。

長岡市（以下、「本市」という。）では、この事態に対応するため、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的軽微な農業において、就農希望者への就農体験の機会の創出及び、担い手農家の繁忙期等の人手不足の解消を目的として、就農希望者と担い手農家を結びつけるための短期就農体験マッチングシステム（以下、「本システム」という。）の構築を検討しており、その手法について、本プロポーザルにより各事業者より提示された提案をもとに実現を図る。

3 基本的な考え方

- (1) 本市内の担い手農家（以下、「農家」という。）が、人手を募集する農作業の内容、作業場所、作業時間、報酬、送迎の有無をスマートデバイスのアプリケーション（以下、「アプリ」という。）上にて公開し、それを閲覧した本市内大学生等の求職者が農家と直接連絡を取れる仕組みとする。
- (2) (1)記載のアプリ上にて公開する仕組みの他に、Web サイト上にて同様の仕組みが実現可能であれば、その手段でも構わないものとする。
- (3) システムを構築する上で、必要となるサーバ及びソフトウェア等については受託者にて用意することとする。
- (4) 令和2年度中のシステム保守サービス費用は本構築費用に含めることとする。
- (5) 令和2年度中のサーバ利用料、ソフトウェア利用料等のシステム利用料は本構築費用に含めることとする。

4 対象業務及び本案件の契約に含む費用について

本業務を遂行するため、以下の業務を行うことを基本とする。

- (1) 各種設計業務に関する費用
- (2) 物品調達作業（構築に必要なハードウェア、ソフトウェア、ライセンス等の選定及び入札仕様作成補助 等）に関する費用

- (3) 調達する機器及びシステムの構築作業に関する費用
- (4) サーバ機器への新規ソフトウェア導入に関する費用
- (5) 利用者教育支援対応に関する費用
- (6) 運用者教育支援対応に関する費用
- (7) 令和3年3月31日までのシステム保守サービス費用
- (8) 令和3年3月31日までのサーバ利用料、回線利用料等システムを利用する際に要するシステム利用料
- (10) 打合せ等に必要な交通費、宿泊費等
- (11) 上記のほか、システムを構築し安定稼働させるために必要となる作業及びその関連費用

5 契約期間

契約締結日～令和3年2月28日

※ 契約期間は令和3年2月28日までであるが、令和3年3月31日までに発生する費用については本契約に含むものとする。

※ 次年度以降についてもシステム保守サービス契約等が必要となる場合は別途協議するものとする。

6 作業内容

本業務の委託契約を締結した事業者は、以下の作業を実施すること。

- (1) 計画準備作業
 - ア 受託者は本業務の実施にあたり、本市と協議し必要な各工程における基本事項をまとめ、実施計画書及び実施工程表を作成し、本市に提出するものとする。
 - イ 受託者は契約後、速やかに開発スケジュール（案）を提出し本市と打ち合わせを行い、細部について調整するものとするとし、決定した開発スケジュールを提出するものとする。
- (2) 打合せ協議
 - ア 受託者は定期的に本市と打ち合わせを行い進捗の管理を行うこと。その際、システムのレビューを繰り返すことにより運用のイメージの確認を行いながら、本市がシステム開発や作業の状況の把握ができるような協議内容とすること。
 - イ 打合せ経緯については議事録を残し、速やかに本市へ提出すること。
- (3) 各種設計作業
 - ア アプリをダウンロードしたスマートデバイスであれば、アプリから利用で

きるものとする。ただし、ホームページを用いる手段で実現する場合は、Web サイト上にて一般市民から閲覧・利用できるものとする。

イ 設計した内容については必ず本市側の承認を得ること。

(4) 物品調達作業

本業務を完遂するにあたり、必要となる物品等があれば調達すること。

(5) サーバ等機器及びシステムの構築作業

ア サーバ等機器及びシステム設定作業

(ア) 設計内容を元に、サーバ等機器及びシステムの設定作業を実施すること。

(イ) サーバ等機器についてレンタルサーバを利用する場合は利用準備を行うこと。回線利用料等の利用料が必要となる場合は、その利用契約を行い、令和3年3月31日までの利用料について負担すること。(令和3年度以降の利用料については別途協議するものとする。)

イ テスト稼働対応

(ア) 一部端末においてテスト稼働を行うこと。なお、テスト稼働の規模等については事前に本市と協議を行い決定すること。

(イ) テストが必要となる項目についてチェックシート形式で明示し、本市側に提示すること。

(ウ) テスト稼働時に想定外の挙動を検知した際はその発生状況を確認し、システムの設定調整等を行うこと。

(6) 利用者教育支援対応

利用者に対するシステムの概要説明会で用いる資料作成補助及び操作説明会等で用いる操作マニュアルの作成を行うこと。

(7) 運用担当者教育支援対応

ア 運用担当者が平常時の際に必要なオペレーションマニュアルを作成すること。特に年度が切り替わる際に発生する大規模な人事異動の際に対応できるようにバッチファイルやツールの提供やそれに特化した手順書等が必要となる場合は提供すること。

イ 運用担当者が障害と思われる事象を検知した際の切り分け手順及び対応手順をまとめた障害時対応マニュアルを作成すること。

(8) システム稼働開始直後のサポート

システム稼働の直後は、利用者より様々な問合せが寄せられることが想定されるため、安定稼働後のサポート体制時よりも細やかな対応が求められる。そのため、必要に応じて現地立会いも想定したサポート体制をとること。

(9) 当年度中の運用サポート

当年度中にシステムを運用する中でのサポートを以下の内容で行うこと。

- ・システムを運用している中で、設定の調整や不具合時の対応方法、その他問合せが発生した場合に調査及び回答を行うこと。
- ・対応方法については、メール、電話で受け付けること。
- ・メールでの受付時間は 24 時間 365 日、電話での受付時間は開庁日の 8:30～17:15 とすること。ただし、全庁的にシステムが全く利用できないなどの大規模な障害が発生した場合には上記の限りではなく電話等での問合せに適宜対応すること。

(10) 上記の(1)～(8)のほか、システムを安定稼働させるために必要となる作業を実施すること。

7 納品物

(1) 納品物

以下に示す現時点で必須と想定する納品物を納品すること。各ドキュメントの記載事項や納入期限等については、本市の承認を得ること。

すべてドキュメントを紙に出力したもの及びデータファイルを格納した電子媒体（DVD-R など）を各2部、本市に納品すること。

作業内容	納品物	備考
導入作業	プロジェクト計画書	
	実施スケジュール表	
	プロジェクト進捗管理表	
	設計書	
各種テスト	テスト計画書	
	テスト実施結果報告書	
利用者教育	操作マニュアル	利用者及び運用担当者がシステムを利用する手順書を画面の画像等を用いて作成すること。
	運用保守マニュアル	運用担当者が平時の運用としてオペレーションが必要となる作業をまとめた資料を作成すること。
	障害時対応マニュアル	運用担当者が障害と思われる事象が発生した場合に事象の切り分けや復旧方法などの実施すべきオペレーションをまとめた資料を作成すること。
共通	会議議事録	本市が指示する形式で、必要部数を納品すること。
その他	業務を行う上で必要な成果物	

(2) 貸与物の管理

本市より貸与された製品、資料等については所在及び管理責任者を明らかにするため、借用書等の書類をその都度作成する。また、受託者から貸し出した場合も同様とする。